

融資時の利息負担を軽減！ 利子補給制度のご紹介

資料作成：株式会社アスコエパートナーズ

目次

■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）.....	1
■ 2. 利子補給制度とは.....	2
■ 3. 省エネ設備投資利子補給金の詳細.....	2
3-1. 対象者と要件	3
3-2. 支援内容	3
3-3. 申請方法	4
■ 4. 地方創生支援利子補給金の詳細.....	5
4-1. 対象者と要件	5
4-2. 支援内容	6
4-3. 申請方法	7
■ 5. 最後に.....	7

～行政サービスに強いアスコエパートナーズのおすすめ無料サービスのご紹介～

◆人事異動シーズンの手続きのバタバタにお困りの方へ「申請サポートプラス」

◆自社に合った補助金を調べるのに苦労している方へ「補助金ナビ」

→詳しくは当リポートの巻末ページをご確認ください。

融資時の利息負担を軽減！ 利子補給制度のご紹介

■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）

中小企業等を支援する国や自治体の補助金・助成金事業では、雇用・人材開発・IT 補助など幅広いジャンルの支援があります。

本リポートでは、おすすめの補助金・助成金について支援の内容や対象条件、申請方法等についてわかりやすく紹介します。

補助金とは

新規事業や業務効率化、創業を検討している方は要チェック！

補助金とは、経済・地域の活性化等を目的に事業者の取組みをサポートするために資金の一部を給付する制度です。

<代表的な補助金>

- ・ものづくり補助金
- ・IT 導入補助金
- ・持続化補助金など

<主な管轄>

- ・経済産業省
- ・中小企業庁
- ・地方自治体

<知っておきたい補助金の6つのポイント>

1. 業種や業態に関わらずさまざまな分野で補助金を募集しています
2. 対象者や支援内容、必要書類、申請方法は補助金ごとに異なります
3. 補助金を受給するには審査で採択される必要があります
4. 補助金は事業実施後の交付となります
5. 補助金は返済不要です

※上記の内容に該当しない場合もありますので、詳細情報については、必ず補助金・助成金ごとの公募条件をご参照ください。

■ 2. 利子補給制度とは

利子補給制度とは、企業や個人事業主等が金融機関から融資を受けて事業投資を行う場合、その利息の一部または全部を、国や自治体が補助する制度です。

通常、企業は借入を行うと、その元本に加えて金利分の支払いが必要になりますが、利子補給制度を利用すると、いったん融資元に利息を支払ってあとから利子補給金を受け取る、あるいは最初から利息を軽減した条件で借りられる等の形で補助を受けられます。結果として、支払う利息が軽減され、実質的な資金調達コストを抑えることができます。これは、初期投資に対するハードルを下げ、企業が成長や社会課題の解決に向けた投資をしやすくするための支援策として、国や自治体が行っているものです。

本リポートで紹介する「省エネルギー設備投資利子補給金」と「地方創生支援利子補給金」も、こうした利子補給の仕組みを用いた制度です。どちらも事業者の投資を後押しするもので、目的や交付対象、利子補給の条件などは次のようになっています。

項目	省エネ設備投資利子補給金	地方創生支援利子補給金
目的	省エネ投資の支援	地方創生に資する民間事業の支援
対象者	国内で事業活動を行う法人または個人事業主	自治体が策定する認定等計画「地域再生計画」「総合特別区域計画」「国家戦略特別区域 区域計画」に基づく事業を実施する事業者
交付対象事業	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費効率の高い省エネ設備の新設・増設 省エネ設備導入で工場・事業場全体のエネルギー消費原単位を1%以上改善 データセンターでのクラウド活用やEMS導入 	<ul style="list-style-type: none"> 工場の新設／増設／移転等整備 新商品開発・製造用の設備導入 生産改善設備等導入 観光客滞在施設（宿泊／飲食）整備〔特区〕 特区の目指す分野の拠点化に資する設備等導入〔特区〕など
利子補給率	最大 1.0%	最大 0.7%
利子補給期間	最長 10 年間	5 年間
交付対象 融資額上限	1 事業あたり最大 100 億円	内閣府が定める予算の範囲内 ※認定等計画ごとに予算枠が設定

各利子補給金制度について、次章で詳しく紹介します。

■ 3. 省エネ設備投資利子補給金の詳細

「令和7年度 省エネルギー設備投資利子補給金」は、省エネルギー設備の新設・増設などの取組を行う事業者に対して、指定金融機関からの融資にかかる

利子の一部を補給する制度です。制度は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」といいます。）が取り扱っています。

3-1. 対象者と要件

対象者は、国内で事業活動を行う法人または個人事業主です。

指定金融機関からの融資で、次の融資条件及び対象事業に当てはまるものが利子補給の対象となります。

<融資条件>

融資期間	導入しようとする設備等の法定耐用年数以内の融資期間であること。 ※設備を複数申請する場合は、最も法定耐用年数が長い設備を基準とすることができる。
返済方法	原則、元金均等返済により融資金が完済される金銭消費貸借契約であること。 ※返済額に千円未満の金額が生じる場合は、当該千円未満の金額は最終弁済時に計上すること。
金利	融資期間全体に渡って一定の固定金利であって、利子補給金の交付がない場合における金利水準以下であること。
金額	1事業あたりの交付対象融資額が100億円以下であること。
返済日	融資の返済日は原則、単位期間の最終日（3月10日、9月10日）と一致するように設定すること。

<対象事業>

次のいずれかの要件を満たす事業が対象です。

- ・エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、または増設する事業
- ・省エネルギー設備等を新設、または増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業
- ・データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業

3-2. 支援内容

●利子補給率：最大1.0%

- ・貸付利率が1.1%以上の場合：1.0%
- ・貸付利率が1.1%未満の場合：貸付利率－0.1%

（例）貸付利率が0.8%の場合、利子補給率は0.7%となります。

●交付対象期間：最長10年間

●交付対象経費：設計費、設備費、工事費

3-3. 申請方法



※上記は精算払の場合の流れです。概算払の場合、ステップが一部異なります。

※事業者が行うのは「融資計画書の提出」と「金銭消費貸借契約の締結」となり、交付申請や実績報告などの手続きは、指定金融機関が行います。

<受付期間>

【3次公募】2025年8月15日（金）から2025年9月26日（金）17時まで

【4次公募】2025年10月3日（金）から2025年11月10日（月）17時まで

ただし、予算額に達した場合、予算額に達した受付期間をもって、融資計画書の受付が終了となります。

■ 4. 地方創生支援利子補給金の詳細

内閣府地方創生推進事務局が実施する「地方創生支援利子補給金」は、自治体が策定する「地域再生計画」や「総合特区計画」、「国家戦略特別区域 区域計画」に基づいた事業を実施するうえで必要な資金を指定金融機関から借り入れる事業者に対して、融資の利子の一部を国が補給する制度です。この制度は、地域経済の活性化や交流拠点整備などを通じた地方創生を金融面から支援することを目的としています。

4-1. 対象者と要件

<地域再生計画>

●対象者：

国の認定を受けた地域再生計画に寄与する、投資の誘発、雇用機会の創出など地域経済の活性化に資する事業や、地域の特定政策課題の解決に資する事業を行う事業者（事業者規模の制約なし）

➤地域再生について：[地域再生（内閣官房・内閣府総合サイト）](#)

●主な事業例：

工場の新設／増設／移転等整備、新商品開発・製造用の設備導入、生産改善設備等導入など

●事業の成果（マスト）：

雇用創出と地域再生計画の目標達成（例えば、製造品出荷額の押上げなど）に寄与すること

<総合特別区域計画>

総合特別区域とは

規制・制度の特例措置や税制・財政・金融上の支援を受けられる特別な区域。自治体が地域協議会の協議を経て申請し、内閣総理大臣が指定基準を満たすと認められた場合に「総合特区」として指定される。

➤ [総合特区一覧（内閣官房・内閣府総合サイト）](#)

●対象者：

国の認定を受けた総合特別区域計画に寄与する、産業の国際競争力の強化に資する事業や、地域の活性化に資する事業を行う事業者（事業者規模の制約なし）

●主な事業例：

観光客滞在施設（宿泊／飲食）整備、防災・減災機能を備えた物流施設等整備、特区の目指す分野の拠点化に資する設備等導入など

●事業の成果（マスト）：

総合特区計画の目標達成（例えば、観光入込客数／宿泊者数増加、観光消費額単価アップ、避難カバー率アップなど）に寄与すること

<国家戦略特別区域 区域計画>

国家戦略特別区域とは

「世界で一番ビジネスがしやすい環境」を創出するため、国が主導して規制緩和や税制優遇を進める特別区域。医療や雇用、教育、農業などの分野において、国際的な活動拠点の形成づくりを進め、国際競争力の強化を目指す。

> [国家戦略特区の指定区域（内閣府国家戦略特区地方創生推進事務局サイト）](#)

国の認定を受けた国家戦略特別区域 区域計画に寄与し、産業の国際競争力の強化または国際的な経済活動の拠点の形成等に資する、次の特定事業が対象です。

(1) 3分野（医療／農林水産／国際等）の特定の事業で各特区の区域計画に定める事業

●対象者：ベンチャー、中小事業者

(2) 3分野（医療／農林水産／国際等）の特定の事業以外で地域の実情に応じ以下を満たす事業

- ・先進的・革新的な事業
- ・官民金等地域の関係者が連携した戦略的継続性の認められる事業

●対象者：事業者規模の制約なし

4－2．支援内容

●利子補給率：最大 0.7%

- ・借入利率が 0.7%以上：0.7%を補給
- ・借入利率が 0.7%未満：利率相当額を補給

●補給期間：5年間

4-3. 申請方法



<募集期間>

【令和7年10月】 令和7年10月1日から令和7年10月10日まで

【令和7年12月】 令和7年12月1日から令和7年12月10日まで

※令和8年2月の募集有無については、令和8年度予算の状況等を踏まえ、令和8年1月頃、別途案内される予定となっています。

■ 5. 最後に

ご紹介した2つの利子補給制度は、いずれも事業投資に対して、利息を軽減し

た融資または利子補給金相当額の支払いという形で支援が受けられます。「省エネ設備投資利子補給金」は、最大10年間の長期支援が魅力です。一方、「地方創生支援利子補給金」は、地域再生計画などとの連携が求められますが、事業拡大や地域貢献の取組を後押しします。

事業の性質や目的に応じて適切な制度を選び、早めに指定金融機関に相談しましょう。

<参考>

▼令和7年度 省エネルギー設備投資利子補給金

<https://sii.or.jp/rishihokyu07/>

▼地方創生支援利子補給金

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rishihokyyu/index.html>

<当りポートについて注意事項>

※掲載内容は予告なく変更される場合があります。（掲載内容は2025年8月21日時点の自治体Webサイトを参考にしています）

※掲載内容は各種条件によりご利用いただけない場合もあります。詳細は各対象自治体等にお問合せください。

※本リポート記載の情報の正確性について万全を期しておりますが、その内容について保障するものではなく、ご利用者が当該情報を用いて行う一切の行為につき第一生命保険又はアスコエパートナーズは何ら責任を負うものではありません。

～行政サービスに強いアスコエパートナーズのおすすめ無料サービス～

◆人事異動のたびに書類準備でバタバタしていませんか？

人事異動シーズンの手続きをもっとスムーズに「申請サポートプラス」

退職・転職・休職などの際に必要な「給与所得者異動届出書」を、Webフォームに沿って入力するだけで自動生成。全国の市区町村で使えるeLTAX様式準拠で、書類の取り寄せや様式の確認も不要です。

▶詳しくはこちら <https://dl-successnet.kalep.net/services/h6x4210c8f1e>

◆補助金を調べるのに時間がかかっていませんか？

自社に合った補助金を調べたい方に「補助金ナビ」

キーワード・地域・お困りごとなどから、活用できる補助金を無料検索。制度の概要もわかりやすく表示され、事業計画や資金調達の検討に役立ちます。

▶詳しくはこちら <https://dl-successnet.kalep.net/services/ju-7btuw9u35>